

2021年2月10日

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

感染症法の改正に伴う「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて

感染症法の改正に伴う「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 感染症法改正の概要について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）における「感染症」は、「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」等に分類されます。

「新型コロナウイルス感染症」は、2021年2月13日施行の感染症法の改正により「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ変更されます。（2021年2月12日までは、2020年2月1日の政令により「指定感染症」に定められています。）

2. 「新型コロナウイルス感染症」に関する保障内容への影響について

感染症法の改正による「新型コロナウイルス感染症」の保障内容への影響はありません。（「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ変更後も保障内容への影響はありません。）

< 「新型コロナウイルス感染症」の保険金等の支払対象について >

(1) 新収入保障保険、定期保険等の死亡・高度障害を保障する商品

死亡・高度障害の原因を問わないため、保険金等の支払対象となります。

(2) 新医療保険Aプレミア等の病気による入院等を保障する商品

「新型コロナウイルス感染症」は疾病に該当するため、給付金等の支払対象となります。

※2019年4月に三井住友海上火災保険またはあいおいニッセイ同和損害保険から、三井住友海上あいおい生命に移行された契約を含みます。

※ご契約内容によっては、疾病入院給付金等の支払条件として、約款所定の入院日数を満たす必要があります。

(3) 災害割増特約等の約款所定の特定感染症による死亡・高度障害を保障する商品

「新型コロナウイルス感染症」は、災害死亡保険金等の支払対象となります。

対象の保険種類など、詳細については、2020年5月1日のニュースリリース（「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの災害死亡保険金等のお支払いについて）をご確認ください。

以上